

令和 4 年第 1 回定例会

防災環境産業委員会資料

(令和 3 年度関係)

- 1 令和 3 年度 主な事務事業等の経過について 2
- 2 令和 3 年度 県出資法人等経営評価結果の概要について 3

令和 4 年 3 月 1 0 日
防災・危機管理部

1 令和3年度 主な事務事業等の経過について

(1) 茨城県国土強靱化計画の改定について

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」13条に基づき、平成29年2月に策定した「茨城県国土強靱化計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）について改定を行うもの。

【改定理由】 県総合計画及び国の国土強靱化基本計画の改定のため

【計画期間】 令和4～7年度（4年間）

(2) 大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検の結果について

- 令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、県内の消防本部に対し、管内に存在する類似の建築物について緊急点検の実施と結果の報告を依頼したもの。

【点検の結果】 対象となる220棟のうち、111棟で計140件の不備が見つかり、各消防本部による是正指導を実施。

【今後の対応】 引き続き消防本部と協力して違反の是正に努め、防火対策の徹底を図っていく。

(3) 119番映像通報システム（Live119）の試験運用実績について

- 通報者に映像の送信を依頼することにより、通信指令員が現場の状況をより詳細に把握しながら、通報者に対する的確な口頭指導や指令を行うことが可能となる「119番映像通報システム（Live119）」をいばらき消防指令センター及び5広域消防本部に試験的に導入し、運用を開始した。

【実績・効果】

令和3年10月1日から令和4年1月31日までに、救急事案27件、火災事案26件、救助事案37件、その他4件の計94件の事案で活用。

【今後の対応】

- ・ 通報者の協力を得るため、積極的な県民向け広報を実施。
- ・ 通信指令員等のスキルアップを図るため、効果検証会議を開催。

(4) 常陸大宮市消防本部と大子町消防本部間におけるゼロ隊運用の運用実績について

- 令和3年11月9日から、常陸大宮市消防本部と大子町消防本部との間で、救急事案に出動可能な救急隊がなくなった場合に、他消防本部の救急隊がその都度了解を得ることなく出動できる「ゼロ隊運用」が開始された。

【実績】 令和3年11月9日から令和4年2月28日までに4件の運用実績。

(5) 東海第二発電所の現況及び県の取組状況について

ア 東海第二発電所の現況

- ・ 現在、本体施設の安全対策工事（防潮堤設置等）を実施中。
- ・ 日本原電は、本体施設の安全対策工事及び特定重大事故等対処施設（テロ対策施設）の工事の完了時期について、いずれも令和6年9月に延期することを公表。

イ 県の取組状況

① 安全性の検証の状況

県原子力安全対策委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて、県民意見も踏まえた200を超える安全性の論点について検証中。

【直近の検討等の状況】

2月21日 第20回ワーキングチーム開催

安全性の検証（地震関係、使用済燃料関係、重大事故等対策関係）

※ワーキングチームにおける審議状況 = 91論点 / 228論点

② 実効性ある避難計画策定に向けた取組状況

- ・ 避難計画の策定については、避難先や移動手段の確保、要配慮者対策など数多くの課題があり、国や市町村等とともに意見交換を重ねながら解決に努めているところ。
- ・ 引き続き、国・県・14市町村・関係機関とで、内閣府主催の東海第二地域原子力防災協議会作業部会等において、「実効性ある避難計画」の策定に取り組んでいく。

2 令和3年度 県出資法人等経営評価結果の概要について

【防災・危機管理部】

評価区分	法人数(構成比)	出資法人名
概ね良好	1 (100%)	(公財) 茨城県消防協会
合計	1	

令和 4 年第 1 回定例会

防災環境産業委員会資料

(令和 3 年度関係)

1 令和 3 年度主な事務事業等の経過

- (1) 茨城県国土強靱化計画の改定について 2
- (2) 大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検の結果について 5
- (3) 119 番映像通報システムの試験運用実績について 6
- (4) 常陸大宮市消防本部と大子町消防本部間における
ゼロ隊運用の運用実績について 7
- (5) 東海第二発電所の現況及び県の取組状況について 8

令和 4 年 3 月 1 0 日
防災・危機管理部

茨城県国土強靱化計画の改定について

防災・危機管理課

1 現計画の概要

(1) 経緯

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」第13条に基づき、平成29年2月に策定

(2) 計画期間

平成29年度～令和3年度

(3) 性格

大規模自然災害に備え、事前防災・減災や迅速な復旧・復興、まちづくりなどを総合的に進めるための方向性を定めたもの

(4) 特長

- ・4つの基本目標、8つの事前に備えるべき目標を設定
- ・リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに現行の施策を抽出し、最悪の事態を回避するために必要な施策の方向性を記載

2 改定の理由・根拠

県総合計画及び国の国土強靱化基本計画の改定内容を踏まえた改定

3 改定の主な内容

(1) 県総合計画改定に関する改定

ア 改定内容を反映

- ・公共インフラ及び公共建築物等の適切な維持管理の実施や防災機能の強化
- ・プライバシーや感染症対策等に配慮した避難所の環境改善 等

イ 指標の見直し

- ・河川改修率
- ・災害ハザード内の自主防災組織の活動カバー率 等

(2) 国の基本計画改定に関する改定

ア リスクシナリオの見直し：社会情勢の変化や災害から得られた知見等の反映

- ・「突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生」等

イ 施策分野の追加

- ・個別施策分野に「防災教育分野」を追加
→ 学校や職場、地域での実践的な避難訓練等の実施 等
- ・横断的分野に「人材育成分野」「官民連携分野」を追加
→ 迅速な復旧・復興に向けた、災害の専門家・技術者、地域のリーダーの育成 等
民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進 等

(3) 新たな計画期間

令和4年度～令和7年度（4年間）

4 改定経過

令和4年2月：専門家からの意見聴取

令和4年2月21日～3月22日：パブリックコメントの実施

令和4年3月：改定予定

「茨城県国土強靱化計画」改定の概要

朱書き箇所：改定箇所

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 策定趣旨

- 東日本大震災等の自然災害から得られた教訓や国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、強くしなやかないばきづくりを推進
- 令和元年東日本台風等を踏まえた減災対策を一体的・計画的に進める

2 位置付け

- 基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定
- 県総合計画と整合。また、国土強靱化の関連部分において、様々な分野の計画等の指針となるもの
- 県まち・ひと・しごと創生総合戦略と連携して、限りある資源の有効活用を図るもの

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的考え方

1 基本理念

- 強く、しなやかないばきづくり
- 首都直下地震等発生時のバックアップ機能の充実

2 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設の被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3 計画の対象とする災害

大規模自然災害全般を想定
(地震、津波、風水害等)

4 特に配慮すべき事項

- 社会構造の変化への対応等
 - ・「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと
 - ・関係団体との連携体制の構築
 - ・急激に進むインフラの老朽化への対応
 - ・人のつながりやコミュニティ機能の向上
- 効果的な施策の推進
 - ・複合的・長期的な視点による施策の推進
 - ・防災人材の育成と確保 ・民間投資の活用
 - ・施策の重点化や進捗管理を通じた施策の推進及び見直し
 - ・ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組
 - ・平時からの有効活用 ・広域連携体制の構築

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害の甚大な被害を回避するために、現行の施策で足りるか、どこに脆弱性があるかを明らかにする。

2 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を設定

- 社会情勢の変化や災害から得られた知見等を反映
- 4つの基本目標を踏まえ、大規模自然災害を想定して具体化した8つの事前に備えるべき目標の見直し
 - ・直接死を最大限防ぐ など
 - リスクシナリオの見直し(39→40)
 - ・突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 など

3 施策分野の設定

- 7つの個別施策分野を設定
 - ①行政機能／警察・消防等 **防**災教育等
 - ②住宅・都市・住環境
 - ③保健医療・福祉
 - ④産業・エネルギー
 - ⑤情報通信・交通・物流
 - ⑥農林水産
 - ⑦国土保全
- 5つの横断的の分野を設定
 - ①リスクコミュニケーション
 - ②人材育成
 - ③官民連携
 - ④老朽化対策
 - ⑤研究開発

4 脆弱性評価結果

- リスクシナリオごと、施策分野ごとに、現行施策のリスクへの対応力について分析・評価

<評価結果のポイント>

- ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進が必要
- 関係機関等との連携が必要

第4章 茨城県における国土強靱化の推進方針

脆弱性評価を基に対処方策を検討し、施策分野ごとに目標を達成するための推進方針をとりまとめ

1 個別施策分野(7分野)ごとの推進方針

① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	② 住宅・都市・住環境	③ 保健医療・福祉
<p>○防災拠点機能の確保 ○地域防災力の強化 ○公立学校等における防災教育 など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・防災拠点となる公共施設の耐震化率： 94.8% (R2)→95.1% (R7)</p> <p>・消防団員数の充足率： 86.7% (R2)→90% (R9) など</p>	<p>○住宅、建築物等の耐震化等 ○上下水道施設の耐震化等 など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・公立小中学校の耐震化率： 99.7% (R2)→100% (R7)</p> <p>・下水道施設の改築率： 34.2% (R2)→62.8% (R7) など</p>	<p>○災害拠点病院等の機能強化 ○避難行動要支援者対策 など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・県内全病院の耐震化率： 80.5% (R2)→83.3% (R7)</p> <p>・災害時避難行動要支援者個別避難計画策定 市町村数：35市町村 (R2)→44市町村 (R5) など</p>
④ 産業・エネルギー	⑤ 情報通信・交通・物流	⑥ 農林水産
<p>○事業者への融資制度の整備 ○大規模災害発生時の緊急給油対策 など</p>	<p>○災害情報の収集、伝達体制の確保 ○道路等の緊急輸送体制の整備等 など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・「茨城県道路整備プログラム」整備目標値： 18箇所 (R2)→115箇所 (R6) など</p>	<p>○農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化 など</p> <p>【数値目標】</p> <p>・森林整備面積：1,375ha (R2)→1510ha (R6) など</p>

⑦ 国土保全

- 河川改修等の治水対策
○総合的な土砂災害対策の推進
○流域治水プロジェクトの推進 など
- 【数値目標】
- ・河川改修率：58.1% (R2)→58.9% (R7)
- ・土砂災害防止施設の整備率：
24.6% (R2)→25.4% (R7) など

2 横断的分野(5分野)

1 リスクコミュニケーション

- 自助・共助・公助の適切な組合せ など
- 【数値目標】
- ・災害ハザード内の自主防災組織の活動力
パー率：83.0% (R2)→100% (R7) など

2 人材育成

- 防災機関等の人材育成 など

3 官民連携

- 業務継続及び災害情報の活用 など

4 老朽化対策

- 公共施設等の長寿命化対策 など

5 研究開発

- 県内の各研究機関や各大学との連携強化 など

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 計画の推進期間

- 当初の推進期間は、平成29年度から令和3年度まで
- 改定後の推進期間は、令和4年度から令和7年度

2 施策の推進と重点化

- 進捗管理を行うとともに、取組の効果を検証し、必要に応じて重要業績指標の見直しを検討

- 影響の大きさ、緊急度等を考慮し、リスクシナリオごとに優先して実施すべき13の重点プログラムを見直し

大阪市北区で発生した火災を受けた緊急点検の結果について

消防安全課

1 経緯

令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、消防庁長官より火災が発生したビルに類似する建築物について緊急点検の実施を依頼する通知が各都道府県知事あてに発出された。これを受け、本県では県内の消防本部に対し、管内に存在する対象の建築物について緊急点検を実施するよう依頼し、結果について報告を求めた。

2 緊急点検

(1) 対象

消防法施行令第4条の2の2第2号に該当する防火対象物※

※地下または3階以上の部分に飲食店などの不特定多数の人が出入りする部分があり、避難に使用する階段が屋内に1つしかない防火対象物（特定一階段等防火対象物）

(2) 実施期間

令和3年12月17日～令和4年1月31日

(3) 結果

対象の220棟のうち、111棟で計140件の不備が見つかり、管轄する消防本部による是正指導が行われている。

緊急点検 対象数	緊急点検 実施数※	不備あり 対象数	不備件数	①避難障害	②防火戸不備	③消防用設備等
				35件	24件	81件
220棟	219棟	111棟	140件	35件	24件	81件

※ 緊急点検対象数のうち、令和4年1月31日までに点検が完了したもの。残る1件については、今年度中に立入検査が実施される予定

(主な不備の例)

- ①避難障害 : 避難経路に荷物が置かれている等、避難する上で障害となるもの
- ②防火戸不備 : 防火戸前に荷物が置かれている、動作不良等の不備
- ③消防用設備等 : 避難誘導灯の不点灯、煙感知器の動作不良等の不備

3 今後の対応

軽微な不備であっても火災発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、引き続き消防本部と協力して違反の是正に努め、防火対策の徹底を図っていく。

119 番映像通報システムの試験運用実績について

消防安全課

1 概要

通報者に映像の送信を依頼することにより、通信指令員が現場の状況をより詳細に把握しながら、通報者に対する的確な口頭指導や指令を行うことが可能となる「119 番映像通報システム（Live119）」をいばらき消防指令センター及び5広域消防本部に試験的に導入し、運用を開始した。

令和3年10月1日の導入から令和4年1月31日までに、いばらき消防指令センター及び5広域消防本部が94件の事案で活用し、口頭指導や消防活動に役立てた。

2 実績・効果

(1) 救急事案 (27 件)

- ・ 傷病者の様態（状況）把握に活用
- ・ 的確な口頭指導に効果

【奏効事例：土浦市で男性が心肺停止した救急事案】

当初は意識あり・呼吸ありとの通報だったが、Live119 を使用し傷病者の状況を把握すると、意識なし・呼吸なしの心肺停止事案と判明、胸骨圧迫の口頭指導を行い、通報者に適切な救命処置を促し、救急隊が引き継いだ。

(2) 火災事案 (26 件)

- ・ 火災における火勢や延焼状況の確認、活動隊の活動戦略に活用
- ・ 詳細な災害点の特定に効果

【奏効事例：水戸市の火災事案】

火勢や延焼状況を把握し、活動隊が現場に到着する前に、情報を共有。活動に役立てた。

(3) 救助事案 (37 件)

- ・ 要救助者の状況把握に活用

【奏効事例：古河市での交通事故による救助事案】

要救助者が車に閉じ込められ、意識がない状況を把握し、映像を指揮隊に共有したことで、現場到着前に対応方針を決定できた。

(4) その他 (4 件)

3 広報実績

- (1) 報道機関向けのデモンストレーションを実施し、NHK 水戸放送局や茨城放送で報道されるとともに、茨城・読売・毎日・朝日新聞に掲載。
- (2) 運用開始後2か月間の実績が、茨城新聞及び読売新聞に掲載。
- (3) 県広報紙（ひばり 12月号）や県ホームページ・SNSでの掲載、市町村広報紙等へ掲載いただくなど広報を実施。

4 今後の対応

- (1) 多くの方に本システム認知いただくため、積極的に県民向け広報を行う。
- (2) 効果検証会議を開催して、事例を踏まえた留意点や課題を共有し、通信指令員等のスキルアップを図る。

常陸大宮市消防本部と大子町消防本部間におけるゼロ隊運用の運用実績について

消防安全課

1 概要

令和3年11月9日から、常陸大宮市消防本部と大子町消防本部との間で、救急事案に出動可能な救急隊がなくなった場合に、他消防本部の救急隊がその都度了解を得ることなく直ちに出動できる「ゼロ隊運用」が開始された。

2 実績（令和3年11月9日～令和4年2月28日）

- ① 常陸大宮から大子へ：2件
 - ・ R3. 11. 23 大子町大字小生瀬
 - ・ R4. 2. 24 大子町大字頃藤

- ② 大子から常陸大宮へ：2件
 - ・ R4. 1. 7 常陸大宮市氷之沢
 - ・ R4. 1. 7 常陸大宮市諸沢

3 今後の対応

いばらき消防指令センターを構成する消防本部に対し、ゼロ隊運用の事例を紹介することで、運用の検討を促していく。

東海第二発電所の現況及び県の取組状況について

原子力安全対策課

1 東海第二発電所の現況

(1) 国の安全審査等の状況

- ・ 平成30年、東海第二発電所に係る新規規制基準適合性審査（本体施設）等が終了。
- ・ 現在、特定重大事故等対処施設（テロ対策施設）の設計及び工事計画認可について、原子力規制委員会が審査中。

(2) 安全対策工事の状況

- ・ 現在、本体施設の安全対策工事（防潮堤設置等）を実施中。
- ・ 日本原電は、本体施設の安全対策工事及び特重施設（テロ対策施設）の工事の完了時期について、いずれも令和6年9月に延期することを公表。（2/28）

① 本体施設の安全対策工事（防潮堤設置等）に係る工期

終了時期：2022年（R4年）12月 ⇒ 2024年（R6年）9月

② 特重施設（テロ対策施設）に係る工期

開始時期：2021年（R3年）10月 ⇒ 2022年（R4年）10月

終了時期：2023年（R5年）10月 ⇒ 2024年（R6年）9月

2 県の取組状況

県では、引き続き、県民の安全安心の確保の観点から、スケジュールありきではなく、安全性の検証を行うとともに、国や市町村などと連携し、実効性ある避難計画の策定に取り組んでいく。

(1) 安全性の検証の状況

現在、東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム（地震学、津波工学、原子炉工学等の専門家で構成）において、県民意見も踏まえた安全性の論点について検証中。

【審議状況】

- ・ 令和2年2月（第16回）から、県民意見も踏まえた論点について検証を開始
- ・ 論点数228（第20回時点）のうち、令和4年2月（第20回）までに、91の論点について説明を聴取（詳細は別紙のとおり）

<第20回ワーキングチーム（令和4年2月21日）の概要>

【審議内容】

- ・ 地震関係（発電所真下の地震、耐震設計等）
- ・ 使用済燃料関係（保管管理の流れ、乾式貯蔵施設の安全性等）
- ・ 重大事故等対策関係（事故時の対応手順、資機材のメンテナンス等）

【主な意見】

- ・ 使用済燃料乾式貯蔵建屋の耐震評価における支持杭の詳細な評価
- ・ 原子炉建屋内の限られたスペースに重大事故等対処設備を設置することに伴うアクセス性などへの影響 等

(2) 実効性ある避難計画策定に向けた取組状況

避難計画の策定については、避難先や移動手手段の確保、要配慮者対策など数多くの課題があり、現在、以下の課題等について、国や市町村等とともに意見交換を重ねながら解決に努めているところ。

引き続き、国・県・14市町村・関係機関とで、内閣府主催の東海第二地域原子力防災協議会作業部会等において、「実効性ある避難計画」の策定に取り組んでいく。

【現在の主な取組】

① 避難先の確保

- ・感染症対策など避難所環境の改善を目的とした避難所面積の拡充
- ・都市部に避難する場合の駐車場の確保

② 移動手手段の確保

- ・バス等配車オペレーションシステム操作訓練の継続的な実施
- ・運転手の方などの理解を得るための取り組み（研修用映像ツールの制作）

③ 要配慮者対策

- ・病院や社会福祉施設等に対する避難計画の策定支援及び放射線防護対策工事の推進
- ・避難に支援が必要な方に対する支援者の確保

④ 避難退域時検査体制

- ・市町村の住民避難訓練と連動した実動訓練の実施
- ・検査に必要な資機材・要員の確保や、効率的な検査・除染体制の確立

⑤ 安定ヨウ素剤の配布体制

- ・P A Z：事前配布率の向上（薬局や事前配布会での配布について周知を強化）
- ・U P Z：市町村とともに、迅速かつ円滑に配布するための方法や、人員の確保などの緊急配布体制の検討

⑥ 屋内退避時の対応

- ・電気・水道・ガス等のライフラインの確保に向けた関係機関との協議

東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおける審議状況

(第20回WT時点)

項目	審議済／論点数	
地震対策 (敷地で想定する最大級の地震により、施設が壊れないよう耐震性を確保)	<u>10</u> 論点 [※] / 25 論点	
津波対策 (敷地で想定する最大級の津波の流入等を防ぐ)	<u>12</u> 論点 [※] / 25 論点	
重大事故発生防止対策	自然現象等対策 (火山の噴火や竜巻、森林火災、近隣工場等の火災等から施設を守る)	<u>11</u> 論点 [※] / 13 論点
	火災対策 (建屋内での火災から安全に関する機器等を守る)	<u>10</u> 論点 [※] / 10 論点
	溢水(いっすい)対策 (建屋内での水漏れ等から安全に関する機器等を守る)	<u>6</u> 論点 [※] / 8 論点
	電源対策 (長期の停電に備え、安全確保に必要な電源を確保)	<u>7</u> 論点 [※] / 11 論点
重大事故対策	炉心損傷防止対策 (原子炉の燃料が熱で壊れないように守る)	<u>6</u> 論点 / 39 論点
	格納容器破損防止対策 (原子炉を格納する容器を守り、放射性物質の拡散を防ぐ)	
	放射性物質の拡散抑制対策 (環境への放射性物質の放出を低減する)	<u>0</u> 論点 / 3 論点
意図的な航空機衝突等への対応 (テロ対策)	<u>0</u> 論点 / 4 論点	
運転期間延長(高経年化対策) (施設の劣化状況の評価等を行い、長期の保守管理を行う)	<u>21</u> 論点 [※] / 30 論点	
その他 (緊急時対応体制、技術的能力等)	<u>8</u> 論点 / 60 論点	
合計	<u>91</u> 論点 [※] / 228 論点	

※ 一部の論点については、委員からの指摘事項に対し、追加説明を受ける予定。
 今後、他の論点の審議の際に、関連して指摘事項が追加される可能性がある。

令和3年度県出資法人等経営評価結果について

(公財)茨城県消防協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

令和4年3月10日
防災・危機管理部

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	(公財)茨城県消防協会	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>消防団員数は年々減少しているが、消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心確保のため、その果たす役割は大きい。</p> <p>法人は、県や市町村と連携しながら、女性消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度・機能別消防団制度等を活用した消防団への入団促進の取組を行っているが、消防団員の減少に歯止めをかけるため、他県の同種団体の施策等も参考にするなど、より一層消防団員の確保に努められたい。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響など、環境の変化に対応した事業の実施方法について検討し、中長期運営計画に基づく計画的・効率的な事業運営に取り組むとともに、独自の収益確保にも努められたい。</p>	<p>近年、消防団員数が減少し、憂慮すべき事態となっている。</p> <p>災害が大規模化・激甚化する傾向の中で、地域の消防防災力を高めるため、基本団員の確保と併せて、他県の事例等を紹介しながら、柔軟に団員を確保できる機能別団員制度を導入することで入団促進を図るよう勧める。また、地域の実情に応じた消防団の在り方について検討を促すなど、消防団の更なる充実強化に取り組むよう、市町村に対して指導していく。</p> <p>また、法人運営では、経費の削減や収益基盤の強化に努め、計画的・効率的な事業運営を図るよう指導していく。</p>
			317,930千円	116,400千円	36.6%		
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
		△37千円	496千円	329,504千円			
	<概ね良好>	資産	負債	正味財産			
	消防安全課	資産	333,022千円	3,518千円	329,504千円		

令和 4 年第 1 回定例会

防災環境産業委員会資料

(令和 4 年度関係)

- 1 令和 4 年度 防災・危機管理部主要施策体系 2

- 2 令和 4 年度 防災・危機管理部主要施策等の概要
避難対策強化事業 3

令和 4 年 3 月 1 0 日
防災・危機管理部

1 令和4年度 防災・危機管理部主要施策体系

1 防災・危機管理関連施策

(防災体制・危機管理の強化)

防災活動体制整備
総合防災センター管理運営
防災いばらき県づくり推進事業
防災情報ネットワークシステム運営管理
被災者生活再建支援システム運営管理
東日本大震災記録資料活用事業
国民保護業務
災害救助対策
被災者生活再建支援補助事業
被災者生活再建支援基金拠出金
災害援護資金貸付金償還金

2 消防・産業保安関連施策

(消防体制・産業保安の強化)

消防学校運営
消防団署等指導育成
救急体制強化事業
いばらき消防指令センター支援事業
航空消防防災業務
高圧ガス等保安対策事業

3 原子力安全対策関連施策

(原子力安全対策の推進)

原子力環境安全対策事業
放射線監視対策事業
緊急時安全対策事業
原子力広報安全対策事業

主要事業等の概要（案）

防災・危機管理部 防災・危機管理課

事業名又は議案の 名 称	避難対策強化事業
1 予 算 額	47,172千円
2 現況・課題	<p>台風などの風水害において、県民の迅速・的確な避難行動を促すため、マイ・タイムラインの普及・啓発を図るとともに、自主防災組織の結成を促進してきた。</p> <p>一方、最近の豪雨災害時においては、多くの高齢者が逃げ遅れる状況が見られるなど、避難の実効性の確保に課題がある。</p>
3 必要性・ねらい	<p>市町村における避難支援の体制構築や自主防災組織結成等の取組を推進することにより、洪水ハザード内の住民の逃げ遅れゼロを目指す必要がある。</p>
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 取り組むべき施策</p> <p>ア 高齢者等の避難支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザード内の高齢者等の避難支援者の確保 ・市町村の避難支援の体制構築 <p>イ 住民の防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動に結びつけるための防災講座等による意識醸成 <p>(2) 上記施策を進めるための取組</p> <p>ア 自治会の活動支援補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザード内の自主防災組織結成・防災活動の経費補助 <p>イ 地域防災リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき防災大学、リーダー研修会の開催 <p>ウ 避難力強化訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した実効性のある避難訓練の実施 <p>エ 地域防災力向上推進員の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの防災意識向上のため専門家を派遣 <p>(3) 継続して行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WEB版等を活用したマイ・タイムライン作成講座の開催 ○ 説明ロボット Pepper を活用した地震や風水害に係る子ども向け防災授業の実施
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>【近年の豪雨災害時の高齢者の被災状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成30年7月豪雨 愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合→約70%(131人/199人) ●令和元年東日本台風 被災13都県の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合→約65%(55人/84人) <p style="text-align: right;">※令和2年度全国介護保健・高齢者保健福祉担当課長開始資料より抜粋</p>



【R4当初予算額 47百万円】

(R3当初予算額 50百万円)

防災・危機管理部防災・危機管理課防災G (029-301-2880)

市町村における避難支援の体制構築や自主防災組織結成等の取組を推進することにより、洪水ハザード内の住民の逃げ遅れゼロを目指します。

1 取り組むべき施策

(1) 高齢者等の避難支援

- ・洪水ハザード内の高齢者等の避難支援者の確保
- ・市町村の避難支援の体制構築

(2) 住民の防災意識の向上

- ・避難行動に結びつけるための防災講座等による意識醸成

【近年の豪雨災害時の高齢者の被災状況】

●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合→約70% (131人/199人)

●令和元年東日本台風

被災13都県の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合→約65% (55人/84人)

※令和2年度全国介護保健・高齢者保健福祉担当課長開始資料より抜粋

2 上記施策を進めるための取組 (36百万円)

(1) 自治会の活動支援補助制度

- ・ハザード内の自主防災組織結成・防災活動に係る経費補助

(2) 地域防災リーダーの育成

- ・いばらき防災大学、リーダー研修会の開催

(3) 避難力強化訓練の実施

- ・市町村と連携した実効性のある避難訓練の実施

(4) 地域防災力向上推進員の活用

- ・地域コミュニティの防災意識向上のため専門家を派遣



【いばらき防災大学による防災士の養成】

3 継続して行う取組 (11百万円)

〇WEB版などを活用したマイ・タイムライン作成講座の開催

〇説明ロボットPepperを活用した地震や風水害に係る子ども向け防災授業の実施

